

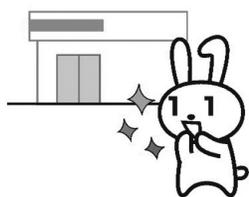
マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始します (令和5年3月予定)

令和5年3月から、全国のコンビニエンスストア等で藤里町が発行する住民票等の交付を開始する予定です。このコンビニ交付サービス（※以下「コンビニ交付」という）では、休日や夜間等、役場窓口が開いていない時間帯でも、コンビニエンスストア等で証明書の取得できるようになります。

このサービスを利用するためには、マイナンバーカードが必要となります。来年3月のコンビニ交付開始前にマイナンバーカードの取得をおすすめします。

コンビニで各種証明書が取得できる!※1 ※2

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。



～こんなときにコンビニ交付が便利です～

ケース1 車の購入手続きに住民票が必要。仕事の休みは土日だけ→役場窓口の閉まっている時間も休日でもコンビニで取得できます!

ケース2 町外在住で、こんど結婚。戸籍謄本の郵送請求に時間がかかる→県外のコンビニで戸籍謄本が取得できます!

コンビニ交付に関する情報は今後も随時お知らせします。

マイナンバーカードの申請、交付、手続き等についてお気軽にご相談ください。

お問い合わせは 町民課 町民福祉係 マイナンバーカード担当 ☎79-2113へ

夏の風物詩「花火」

正しく使って 楽しい夏休み

子どもたちが待ちにまうた夏休みを迎えました。この時期の楽しみと言えば「花火」ですが、取り扱いに気をつけて火災や事故を起こさないようにしましょう。

【花火で遊ぶときの約束】

- 消火用の水を必ず用意し、風の強い時は花火をしない。
- 燃えやすい物の近くでは花火をしない。
- 一度にたくさんの花火に火をつけない。
- 終わった後は、水につけて火を完全に消す。

また、キャンプやバーベキューなどで火を使う機会が増えます。火の近くでは袖や裾が広がった服装は避け、燃え移らないように注意しましょう。

【お問い合わせ】 ニツ井消防署藤里分署 ☎79-1119